

指定地域密着型サービス新規指定の流れ

指定地域密着型サービス事業所の新規開設に関する事前相談の前に、当広域連合が定めている基準を条例等にて必ず確認してください。

- ・知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・知多北部広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

	事 項	内容・期日	備 考
1	事前相談	事業所所在地の市町の介護保険担当課へ事前連絡。 指定要件とスケジュール、必要書類等を確認してください。	介護保険事業計画における施設整備の供給見込量に沿って、市町の介護保険担当課で公募を行います（地域密着型通所介護を除く。）。詳細は、 市町の介護保険担当課 へお問い合わせください。
2	事前協議書類の提出	年3回開催される <u>知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会の概ね2か月前までに提出。</u>	（提出先） 市町の介護保険担当課の窓口
3	事前協議書類の審査	事前協議書類を市町と知多北部広域連合で審査します。審査完了後、知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会の日程を通知します。	書類の修正等をお願いすることがあります。 日程に余裕をもって提出してください。
4	ヒアリング	事業内容についてのヒアリング。	（実施場所） 知多北部広域連合
5	知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会	知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会で審議し、新規指定予定事業者を決定します。 *事業者は、必ず出席してください。	新規指定予定事業者として決定されるまでは指定申請はできません。
6	指定内諾書の通知	審議結果を通知します。	
7	指定申請書類の提出	<u>指定を受ける2か月前の月の末日までに提出。</u> （月末が休日の場合は、前営業日。）	指定申請があった月から2か月以降の月の1日が指定の有効開始日となります。 （提出先） 知多北部広域連合の窓口
8	指定申請書類の審査	指定申請書類の審査。	書類の修正等をお願いすることがあります。 日程に余裕をもって提出してください。

9	現地調査	指定月の前月中旬。 申請書類の内容、設備、備品等に関する基準を確認します。	
10	指定通知書発送	指定前月末日までに郵送。	窓口での受取りも可。

- * 事前協議に係る様式等については、事業所を開設する市町の介護保険担当課又は知多北部広域連合事業課給付係に直接お問い合わせください。
- * 指定申請に係る様式等については、知多北部広域連合事業課給付係に直接お問い合わせください。

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール例

開設予定			時期	内 容
10月～翌年1月	翌年2月～5月	翌年6月～9月		
4月	8月	12月		新規開設に関する事前相談
5月末	9月末	翌年 1月中旬		事前協議書類の提出締切
6月	10月	翌年 1月下旬～ 2月		事前協議書類の審査、書類の修正 ヒアリング
7月	11月	翌年 3月	中旬	運営協議会で審議
			下旬	結果通知を発送
8月	12月	翌年 4月	月末	指定申請書類の提出締切 *月末が休日の場合は前営業日まで
9月	翌年 1月	翌年 5月	上旬	指定申請書類の審査・修正
			中旬	現地確認
			下旬	指定通知書の発送
10月	翌年 2月	翌年 6月	1日	指定

(問合せ先)

知多北部広域連合事業課給付係 ☎ 052-689-2263

東海市 高齢者支援課 ☎ 052-689-1600

大府市 高齢障がい支援課 ☎ 0562-45-6289

知多市 長寿課 ☎ 0562-36-2652

東浦町 ふくし課 ☎ 0562-83-3111